


監事監査報告書

令和 2 年 5 月 26 日

学校法人 東京町田学園
理事長 井上博行 殿

学校法人 東京町田学園

監事 菅原一恵 

監事 吉川 実 

私たち監事は、私立学校法第37条第3項の定めに基づき、学校法人東京町田学園の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの事業年度における業務、財産の状況および理事の職務執行の状況について監査いたしました。

監査の方法は、理事会及び評議員会に出席するほか、理事から業務の報告を聴取し重要な決裁書類等に関して閲覧いたしました。

また、業務の執行状況、財産の状況および計算書類等については、主要な関係部署において調査を実施いたしました。

監査の結果、私たち監事の意見は、次のとおりです。

1. 事業報告書は、関連する法令および寄附行為に従い、当学園の事業の執行状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
2. 事業活動収支計算書は、関連する法令および寄附行為に従い、当学園の収入と支出の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
3. 資金収支計算書および活動区分資金収支計算書は、関連する法令および寄附行為に従い、当学園の収入と支出の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
4. 貸借対照表は、関連する法令および寄附行為に従い、当学園の資産および負債の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
5. 財産目録は、関連する法令および寄附行為に従い、当学園の財産を正しく示し、不整の点はないと認めます。

以上